

## 1. 基礎情報

(2023年12月1日現在)

銘柄名	MAXIS S & P 東海上場投信
銘柄コード	1553
対象株価指数	S & P 日本地域別指数-東海-
上場取引所	名古屋証券取引所
上場日	2011年2月22日(火)
取引所売買単位	100単位
信託報酬	日々の純資産総額に対して年率0.55%(税抜 年率0.5%)以内をかけた額 (委託会社: 税抜0.45%、受託会社: 税抜0.05%) 有価証券の貸付の指図を行った場合、ファンドの品貸料の55%(税抜50%)以内の額が上記の信託報酬に追加されます。
信託期間	無期限
収益分配時期	年2回の決算時(1・7月の各16日)
管理会社 (委託者)	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
受託会社 (受託者)	三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
ファンドの目的	対象指数(S & P 日本地域別指数-東海-)の値動きに連動する投資成果をめざします。

## 2. 対象株価指数についての説明

**S & P 日本地域別指数-東海-**

S & P 日本地域別指数-東海-とは、わが国の金融商品取引所に上場している株式のうち、東海地方(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県)に本社を有する企業で構成されている株価指数です。

構成銘柄は、流動性等のスクリーニングを経た銘柄群の中から、浮動株修正時価総額上位50銘柄を選定します。

2001年9月21日(終値)の時価総額を1,000として指数化しており、S & P ダウ・ジョーンズ・インデックスが算出・公表しています。<sup>(注)</sup>

算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、基準時の時価総額を修正します。

(注) 算出方法: 算出時の時価総額 ÷ 基準時の時価総額 × 1,000

なお、S & P 日本地域別指数-東海-の指数値や指数構成銘柄リスト等の情報は、S & P ダウ・ジョーンズ・インデックスの日本語公式ホームページをご参照下さい。

S & P ダウ・ジョーンズ・インデックスの日本語公式ホームページ <https://www.spglobal.com/spdji/jp/>

### 3. S & P 日本地域別指数-東海- の指数構成銘柄

(2023年12月1日現在)

コード	銘柄名	コード	銘柄名	コード	銘柄名
2782	セリア	6134	F U J I	7747	朝日インテック
2811	カゴメ	6136	OSG	7780	メニコン
3116	トヨタ紡織	6201	豊田自動織機	7943	ニチハ
3167	TOKAI ホールディングス	6407	CKD	7951	ヤマハ
3186	ネクステージ	6448	ブラザー工業	8015	豊田通商
4062	イビデン	6465	ホシザキ	8130	サンゲツ
4206	アイカ工業	6586	マキタ	9022	東海旅客鉄道
4681	リゾートトラスト	6902	デンソー	9048	名古屋鉄道
4732	ユー・エス・エス	6965	浜松ホトニクス	9076	セイノーホールディングス
5333	日本ガイシ	6995	東海理化	9502	中部電力
5334	日本特殊陶業	7203	トヨタ自動車	9533	東邦ガス
5344	MARUWA	7259	アイシン	9744	メイテック グループホールディングス
5384	フジ インコーポレーテッド	7269	スズキ	9793	ダイセキ
5471	大同特殊鋼	7272	ヤマハ発動機	9956	パロホールディングス
5831	しずおかフィナンシャル グループ	7282	豊田合成	9987	スズケン
5947	リンナイ	7380	十六フィナンシャルグ ループ		
6103	オークマ	7649	スギホールディングス		

(注) 指数構成銘柄は毎年9月の第3金曜日の取引終了後に見直しを行います。

## 4. MAXIS S&P東海上場投信の情報の入手方法

三菱UFJアセットマネジメント ホームページ

(基準価格、純資産、目論見書、商品概要等がご覧になれます。)

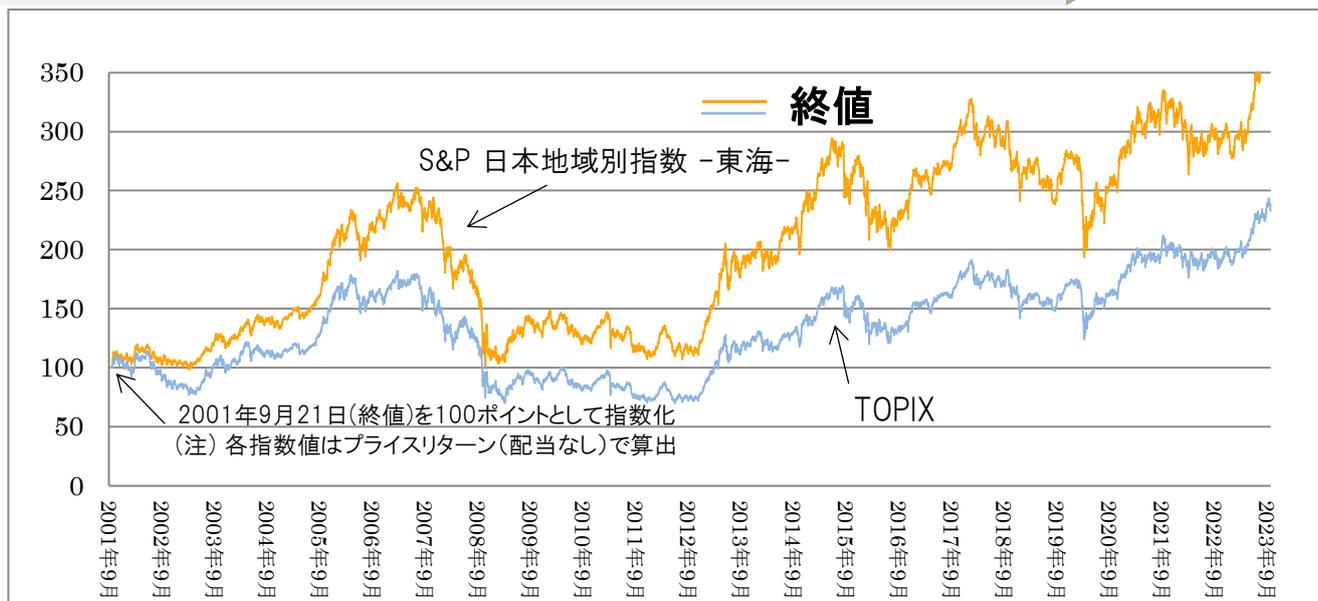
<https://www.am.mufg.jp/>

名古屋証券取引所 ホームページ

<https://www.nse.or.jp/>

## 5. S&P 日本地域別指数-東海- と TOPIX (東証株価指数) の推移

(2001年9月21日～2023年9月29日)



東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所 (㈩東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈩東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈩東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈩東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

## 6. 投資リスクについて

MAXIS S&P東海上場投信への投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、投資に伴うリスクを認識・検討し、慎重に投資判断を行う必要があります。

### ◎ 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

#### ① 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ② 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ③ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、当ファンドが損失を被る可能性があります。
- ・当ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・当ファンドは、S&P 日本地域別指数-東海-の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数における各銘柄の構成比率と当ファンドにおける各銘柄の組入比率が完全に一致しないこと、当該指数を構成する銘柄が変更になること、取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の配当金や権利処理等によってファンド内に現金が発生すること等の要因により乖離が生じることがあります。
- ・当ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格は当ファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、当ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

## 7. 課税上の取扱いについて

MAXIS S&P東海上場投信への投資に関する課税上の取扱いは以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税

1. 受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

2. 収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

3. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

※特定株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は2023年12月末までの制度となります。

※2024年1月1日以降、NISAの拡充・恒久化が図られ、特定株式投資信託は一定の要件を満たした場合に当該制度の適用対象となります。

ファンドはNISA（少額投資非課税制度）の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定です。

販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAの「成長投資枠」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記と異なります。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2023年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◎当パンフレットは作成時におけるMAXIS S&P東海上場投信の概要説明を目的としており、個別銘柄を推奨するものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。